

各国の生体牛のリスクの比較(暫定版)

		コスタリカ					ニカラグア					パナマ					ホンジュラス				
		1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-
侵入リスク	生体牛	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる	不明	不明	無視できる	無視できる	無視できる	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	無視できる	無視できる	無視できる
	肉骨粉	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる	データ無し	データ無し	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる	不明	不明	不明	無視できる	無視できる	無視できる
	全体	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる	不明	不明	無視できる	無視できる	無視できる	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	無視できる	無視できる
暴露・増幅リスク	飼料給与	2001年: 反すう動物→反すう動物					2001年: 反すう動物→反すう動物					2001年: 反すう動物→反すう動物					(?)飼料給与規制の有無、施行時期、罰則規定				
	SRMの利用	(?)SRM等の利用実態の詳細					2001年に、係留中に死亡した動物、と畜前またはと畜後の検査で不合格となった枝肉、枝肉部分、脳、せき髄の焼却を義務付け。 2004年、月齢30か月を超える牛のせき髄の、人による消費を禁止。 (?)SRMの利用実態の詳細					動物用飼料の生産にSRMIは使用されていない。 SRMIは食用に使用されている。 (?)SRMの利用実態の詳細					2005年に、30か月齢超えの個体からのSRM(背脊神経節、せき髄、扁桃、回腸遠位部)の除去を規定。 SRMIは牛以外の飼料に利用。 農場では死亡あるいはと畜されたとは、レンダリングされず、農場で廃棄される。 (?)SRMの利用実態の詳細				
	レンダリングの条件	(?)レンダリング施設の概要、処理条件、規制、遵守状況等					2001年、牛由来の肉骨粉および肉粉について133℃、20分の処理を義務付け。 (?)レンダリング施設の概要、規制、遵守状況等					(?)レンダリング施設の概要、処理条件、規制、遵守状況等					(?)レンダリング施設の概要、処理条件、規制、遵守状況等				
	防交差対策	飼料製造施設は全て混合施設で、交差汚染防止対策としてはライン洗浄を実施。 (?)混合飼養の割合 (?)農場での飼料給与規制の遵守状況の情報 (?)飼料製造・流通規制の概要、遵守状況の情報 (?)飼料サンプリング等					(?)飼料給与方法、混合飼養の有無及び割合 (?)飼料製造施設の概要、交差汚染防止対策 (?)農場での飼料給与規制の遵守状況の情報 (?)飼料製造・流通規制の概要、遵守状況の情報 (?)飼料サンプリング等					牛と豚・鶏の混合飼育は行われていない。 飼料製造施設は全て混合施設で、交差汚染防止対策に関する記載はない。 (飼料サンプリングの検査結果では、2007年に65件の検査を行い、全て陰性) (?)混合飼養の割合(数値の意味)の確認 (?)飼料製造施設の概要、交差汚染防止対策					(?)飼料製造施設の概要、交差汚染防止対策 (?)農場での飼料給与規制の遵守状況の情報 (?)飼料サンプリング等				
	全体	1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-
	高い			中程度		高い			低い		中程度			低い		不明					
サーベイランス	2000年頃から、主にパッシブサーベイランス開始。 パッシブサーベイランスは、「BSE様症状を示した牛」「歩行困難牛」「農場等で死亡した牛」「管理されたリスク国」「不明のリスク国」から輸入された牛を対象に実施。 BSE認知プログラムは2000年より存在している。 (?)パッシブサーベイランスとアクティブサーベイランスの開始時期及び違い (?)年間母集団数					1999年より疫学サーベイランスプログラム開始。 対象は24か月齢以上の牛で、神経症状を示すもの、原因不明で死亡したもの、高齢の健康と畜牛、と畜された幼牛となっている。 (?)実施対象が不明確 (?)「fallen stock」の意味(「死産牛」「歩行困難牛」どちらを指すか) (?)サーベイランスの実施頭数 (?)BSE認知プログラム					2006年5月に、BSEの疫学的モニタリングに関するガイドラインを示し、BSEのサーベイランスを行っている。 (OIEのタイプBサーベイランス(5万頭に1頭以下の有病率)に従いサーベイランス計画を策定。 (?)年間母集団数 (?)サーベイランスの実施頭数 (?)BSE認知プログラム及び届出義務					1990年より、高リスク牛を対象にパッシブサーベイランスを開始。 2001年より、アクティブサーベイランスを開始。 30か月齢超の通常と畜牛のみをと畜場にてランダムにサンプリングしている。 BSE認知プログラムは1990年に開始。 (?)サーベイランスの対象 (?)検査手法の詳細(組織病理学、免疫組織学、WB法等)					

※赤文字:各国への追加確認が必要な事項(案)で挙げられている項目

# 各国の食肉及び内臓のリスクの比較(暫定版)

	コスタリカ		ニカラグア		パナマ		ホンジュラス		
	措置内容	判定	措置内容	判定	措置内容	判定	措置内容	判定	
SRM除去の実施状況等	SRMの定義	国内ではSRMの定義は無し	(?)SRMの定義の有無		国内ではSRMの定義は無し		30ヵ月超の個体からの ・せき髄 ・背根神経節 ・扁桃 ・回腸遠位部 (2005年)	SRMを任意の措置として除去している(実施方法等○)?	
	SRMの除去	危険部位は全て、除去後専用容器に入れ、レンジング施設に送られる。 (月齢の確認は行わず、全個体が30ヵ月齢超とみなされ、すべて危険部位として扱われる) せき柱は犬用フードに利用するためレンジングへ送られる。 危険部位の除去及び廃棄は、コントロールポイントとなっている。  (?)SRMの除去状況(部位および月齢)について確認	SRMを任意の措置として除去している(実施方法等○)	30ヵ月齢超の個体の頭蓋、脳、三叉神経節、せき髄、眼などの特定危険部位は、容器に集められ変性した後、と畜場内で廃棄される。頭部、せき髄、回腸遠位部は、と畜場内で廃棄される。  月齢30ヵ月齢を超える個体のせき柱については骨抜きあるいはせき柱加工などの場所で廃棄される。  (?)SRMの除去状況(部位および月齢)について確認	SRMを任意の措置として除去している(実施方法等○)	SRMは廃棄せず、食用に利用している。  (?)SRMの除去状況(部位および月齢)について確認 (?)扁桃、回腸遠位部の除去の確認状況、 内臓の取り扱いマニュアル、SSOPの有無	SRMはすべてと畜場内で除去され、その後焼却処分。  (?)SRMの除去状況(部位および月齢)について確認		
	実施方法等	背割り鋸は一頭毎に洗浄		背割り鋸は一頭毎に洗浄(82℃以上の湯)		背割り鋸は一頭毎に洗浄			背割り鋸は一頭毎に洗浄(82℃の熱湯)
		高圧水により枝肉を洗浄		高圧水により枝肉を洗浄(200PSIの高圧水)		高圧水により枝肉を洗浄			高圧水により枝肉を洗浄(せき髄、死亡を洗浄除去)
	枝肉へのせき髄片の付着がないことをと畜検査員が確認		枝肉へのせき髄片の付着がないことは、と畜検査員が冷却前に確認		枝肉へのせき髄片の付着がないことは、と畜検査員が確認(法的義務ではなく適正規範として)		枝肉へのせき髄片の付着がないことは、と畜検査員が確認(CCPにて確認)		
	全施設(2施設)でHACCP、SSOPを導入		全認定施設(4施設)でHACCP、SSOPを導入		20%のと畜場でHACCP、SSOPを導入(食肉処理場での%は不明)		(?)SSOPIは86%、HACCPは14%の施設で導入されている(%確認)		
と畜場での検査 スタンニング ピッシング	と畜場での検査	歩行困難牛は排除し、食肉処理は行わず、脳サンプルを採取。歩行困難牛の流入の予防、サンプリングは、コントロールポイントとなっている。	歩行困難牛などは検査不合格となる。		(?)と畜前検査における歩行困難牛などの異常牛の排除の有無 (?)と畜場でのBSE検査		(?)と畜前検査における歩行困難牛などの異常牛の排除の有無 (?)と畜場でのBSE検査		
	圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニング	×	×	○?	(?)圧縮空気注入式の有無について確認	△?	(?)圧縮空気注入式の有無について確認		
	ピッシング	×	(?)スタンニングに関する記載となっている	○	(?)ピッシングを行っている施設20%(スタンニングと混同?)		(?)ピッシングの有無について確認		
MRM	実施していない		実施していない(2004年より法的に禁止)		実施していない		実施していない		
日本向け輸出のための付加要件等	・日本向け輸出は、特定の要件を満たした輸出施設のみ輸出可能 ・輸出施設では、HACCPの導入の義務づけ ・頭部・せき柱、せき髄、回腸遠位部の除去の義務づけ ・輸出施設へのSENASAの獣医師の配置  (?)特定の要件 (?)日本向け輸出を認められている施設およびHACCP、SSOPの導入施設数 (?)日本向けとそれ以外の食肉両方を処理している施設での混同防止対策		(?)日本向け輸出のためのBSEに関連した特別な要件 (?)日本向け輸出を認められている施設およびHACCP、SSOPの導入施設数 (?)日本向けとそれ以外の食肉両方を処理している施設での混同防止対策		(?)日本向け輸出のためのBSEに関連した特別な要件 (?)日本向け輸出を認められている施設およびHACCP、SSOPの導入施設数 (?)日本向けとそれ以外の食肉両方を処理している施設での混同防止対策  <その他の項目> (?)トレーサビリティ規制の概要、個体識別のための登録項目、遵守状況等 (?)と畜頭数		(?)日本向け輸出のためのBSEに関連した特別な要件 (?)日本向け輸出を認められている施設およびHACCP、SSOPの導入施設数 (?)日本向けとそれ以外の食肉両方を処理している施設での混同防止対策  <その他の項目> (?)トレーサビリティ規制の概要、個体識別のための登録項目、遵守状況等 (?)と畜頭数のカテゴリーについて確認		
家畜衛生条件									
通知による食用の牛肉等の輸入に関する行政指導	BSE未発生国であっても万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する観点から、食用に供されるSRMの輸入を控えるよう、輸入業者へ指導		BSE未発生国であっても万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する観点から、食用に供されるSRMの輸入を控えるよう、輸入業者へ指導		BSE未発生国であっても万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する観点から、食用に供されるSRMの輸入を控えるよう、輸入業者へ指導		BSE未発生国であっても万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する観点から、食用に供されるSRMの輸入を控えるよう、輸入業者へ指導		
リスク低減措置の有効性の判定	リスク低減効果大きい		リスク低減効果大きい?		リスク低減効果中程度?		リスク低減効果大きい?		

※赤字: 各国への追加確認が必要な事項(案)で挙げられている項目